

政務活動報告書

令和2年7月9日

〔会派名：自由クラブ〕

代表者氏名	山下 登 	記録者氏名	山下 登 
活動者氏名	山下 登・木平秀喜		
活動日	令和2年7月9日（木） 10:00～16:30		
活動先	大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館 新大阪丸ビル別館 5F		
活動目的	決算状況「歳入」「歳出」		

講師

森 裕之 氏

大阪市立大学商学部・同大学院経営学研究科後期博士課程中退後高知大学助手
 その後、高知大学専任講師・大阪教育大学専任講師・助教授をへて2003年から
 立命館大学政策科学部助教授、2009年より同教授

*財政学とくに地方財政と公共事業を専攻、また社会的災害(アスベスト問題など)
 についても公共政策論としての立場から考察

講演内容

*講演前に受講者自治体の状況報告掲示あり(平成30年度)

	名張市	杵築市	砺波市	三次市	紀の川市	三木市	森町	芦別市
実質公債費比率	16.2	10.6	11.9	7.0	8.5	3.3	10.1	6.9
将来負担比率	190.3	46.6	46.5	51.9	—	41.5	56.3	92.3

	北本市	小牧市	所沢市	亀岡市	台東区	宮崎市	堺市	仙台市
実質公債費比率	7.3	-0.5	2.4	13.4	-1.9	7.6	5.3	7.2
将来負担比率	34.3	-	-	126.7	-	47.9	20.3	85.5

*名張市の財政状況は受講者自治体のなかでも最悪

*どこに問題があるのか議会として検証しているか (講師:談)



1.コロナ対策の現況

令和2年度補正予算(第1号)の概要

(1)新型コロナウィルス感染症緊急経済対策関係経費	<u><255,655 億円></u>
①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	≒18,097 億円
・新型コロナウィルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)	1,490 億円
PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等	
・医療機関等へのマスク等の配布	953 億円
人工呼吸器・マスク等の生産支援	117 億円
・幼稚園/小学校/介護施設等におけるマスク配付など感染防止対策	792 億円
全世帯への布製マスクの配布	233 億円
・アビガン確保(139 億円)、産学官連携による治療薬等の研究開発(200 億円)	
国内におけるワクチン開発の支援(100 億円)、国際的なワクチンの研究開発等(216 億円)	
・新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)	10,000 億円
緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する事項に充当	
②雇用の維持と事業の継続	≒194,905 億円
・雇用調整助成金の特例措置の拡大	690 億円
・中小/小規模事業者等の資金繰り対策	38,316 億円
・中小/小規模事業者等に対する新たな給付金	23,176 億円
全国全ての人々への新たな給付金(国民一律 10 万円)	128,803 億円
子育て世代への臨時特別給付金	1,654 億円
③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	≒18,482 億円
・GoTo キャンペーン事業(仮称)	16,794 億円
・新型コロナリババ成長基盤強化ファンド(仮称)の創設	1,000 億円
④強靭な経営構造の構築	≒9,172 億円
・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	2,200 億円
・海外サプライチェーン多元化等支援事業	235 億円
・農林水産物/食品の輸出力/国内供給力の強化	1,984 億円
・GIGAスクール構想の加速による学びの保護	2,292 億円
・公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進	178 億円
・中小企業デジタル化応援隊事業	100 億円
⑤今後への備え	15,000 億円
・新型コロナウィルス感染症対策予備費	
(2)国債整理基金特別会計へ繰入	<u><1,259 億円></u>
補正予算の追加歳出計	256,914 億円

2.新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)

新型コロナウィルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう

「新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設する。

- (1)補正予算計上額 1兆円
- (2)所管 内閣府(地方創生推進室)、ただし各府省に移し替えて執行
- (3)交付対象等 ①交付対象/実施計画を策定する地方公共団体
②交付方法/実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
③交付限度額/人口・財政力・新型コロナウィルスの感染状況・国庫補助事業の地方負担額等に基づき算出 *人口一人当たり 4,800 円が基礎額
- (4)使途 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する
・新型コロナウィルス感染症に対する対応(感染拡大の防止策、医療提供体制の整備)
・新型コロナウィルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当
- (5)対象外 ①職員の人件費
②用地費
③貸付金/補償金
④基金
⑤事業者への損失補償
⑥感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

☆第一次補正予算分 三重県分 5,330,550 千円
三重県 29 市町分 5,283,525 千円

令和 2 年度補正予算(第 2 号)の概要

(1)新型コロナウィルス感染症対策関係経費	<318,171 億円>
①雇用調整助成金の拡充等	≒4,519 億円
②資金繰り対応の強化	≒116,390 億円
・中小/小規模事業者向けの融資	88,174 億円
・中堅/大企業向けの融資	4,521 億円
・資本性資金の活用	23,692 億円
*金融機能の強化	
金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長すると共に、資本参加枠を 15 兆円に拡充	
③家賃支援給付金の創設	≒20,242 億円
④医療提供体制等の強化	≒29,892 億円
・新型コロナウィルス感染症緊急包括支援給付金 うち医療(16,279 億円)、介護等(6,091 億円)	22,370 億円
・医療用マスク等の医療機関等への配布	4,379 億円

・ワクチン/治療薬の開発等	2,055 億円
⑤その他の支援	△47,127 億円
・新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充	20,000 億円
・低所得のひとり親世帯への追加的な給付	1,365 億円
・持続化給付金の対応強化	19,400 億円
・その他	6,363 億円
持続化補助金等の拡充(1,000 億円) 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ(560 億円) 地域公共交通における感染拡大防止対策(138 億円) 教員/学習指導員等の追加配置 (318 億円) 学校再開に伴う感染症対策/学習補償等(421 億円) スマートライフ実現の ための AI シュミレーション事業(41 億円) 農林漁業者の経営継続補助金の創設(200 億 円) 自衛隊の感染症拡大防止/対処能力の更なる向上(63 億円) 個人向け緊急小口資 金等の特例貸付(2,048 億円) 教育 ICT 環境整備等の光ファイバ整備推進(502 億円)	
⑥新型コロナウィルス感染症対策予備費	100,000 億円
(2)国債整理基金特別会計への繰入(利払費等)	963 億円
(3)既定経費の減額(議員歳費)	▲20 億円
<u>補正予算の追加歳出計</u>	<u>319,114 億円</u>

(4)新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

①2 次補正予算計上額 2 兆円(1 次補正予算計上額と合わせて 3 兆円)

②所管 内閣府(地方創生推進室)、ただし各府省に移し替えて執行

③交付対象等 ア.実施計画を策定する地方公共団体
イ.実施計画に掲載された事業に対し交付限度額を上限として交付金
を交付

ウ.家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1 兆円程度)

人口/事業所数を基礎に感染状況等に基づき算定(県市町村共に 2,400
円が基礎額)

「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1 兆
円程度)、人口、年少者、高齢者の比率、財政力等に基づき算定(県
5,300 円、市町村 7,200 円が基礎額)

④使途 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

ア.家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応

イ.「新しい生活様式」等への対応の事業に充当

☆第二次補正予算分

三重県分 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分	6,025,783 千円
「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分	6,393,705 千円
<u>県計</u>	<u>12,419,488 千円</u>

三重県 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分	5,641,194 千円
市町分 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分	10,146,004 千円
<u>市町計</u>	<u>15,787,198 千円</u>

3.地方財政全体の理解

(1)国と地方の歳出規模(H30年度決算より)

	歳出の割合 (%)	
	地方自治体	国
衛生費	99	1
学校教育費	87	13
民生費	70	30
商工費	62	38
公債費	35	65
農水費	45	55
年金関係	0	100
国土保全費	72	28
防衛費	0	100
災害復旧費	78	22
国土開発費	74	26
その他	0	100

*教育・福祉・公共事業などの内政分野の大部分は地方が支えている。

*財源は租税総額、国:地方は6:4、歳出ベースで4:6となる。

税と歳出の配分比率が逆転し歳出総額の不足を公債でカバーしている。

4.決算カードとは

- 普通会計の歳入歳出決算額、各種財政指標等の状況について取りまとめたもの
- 地方財政状況調査(表)に基づいて抽出/整理したもの
- H13年度よりHPで公開
- 類似団体との比較は類似団体比較カードを見ればわかる

5.一般財源と特定財源

- 一般財源は自治体が自分で使途を決定できる財源
- 特定財源は使途が限定されている財源

*財源の内訳を詳しく調べる場合は「地方財政状況調査」を参照する

- なぜ一般財源が重要か、自治体が自分たちの望む施策を実行するためのお金として活用できる
- 一般財源がなければ、特定財源(国庫支出金/地方債等)を受けることができない
- 自治体にとっては自分たちの財布のお金、一般財源は重要
- 地方税の区分

普通税→使途が特定されない税

目的税→使途が限定される税

*地方税は一般財源として分類されるが、その中に特定財源のような目的税が含まれている。また法定税と法定外税は、法定税→地方税法第4条/第5条に規定されている税

法定外税→自治体が独自課税する地方税

6.自治体の普通交付税の決定方法

- ・普通交付税=基準財政需要額－基準財政収入額 (=財政不足額)
- ・基準財政収入額:地方団体の標準的な税収の75%+地方譲与税
- ・基準財政需要額:自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額

基準財政需要額=測定単位×単位費用×補正計数

*例:ごみ処理費用 21億円=人口 10万人×1人当たり 2万円×1.05

測定単位:行政項目ごとに人口、面積など設定

単位費用:測定単位ごとの単価(標準団体を設定して算出)

補正計数:自然的、社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるための割増、あるいは割落とし(段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、合併補正など)

・不交付団体

静岡県→富士市/御殿場市/裾野市/湖西市/御前崎市/長泉町 計 6 市町

愛知県→豊橋市/岡崎市/碧南市/刈谷市/豊田市/安城市/小牧市/東海市/大府市/知立市/高浜市/日進市/田原市/みよし市/長久手市/豊山町/大口町/飛島村/武豊町/幸田町 計 20 市町村

三重県→四日市市/川越町 計 2 市町

7.国庫支出金

- ・国庫支出金は、一定の条件のもとに地方団体における特定の支出に充てるため、国庫から地方自治体に対して支出される補助金
- ・役割は、全国民への標準的な行政サービスの確保と地方財政の統制
- ・支出金の算定は、国庫支出金=事業費×補助率(2分の1が基準)
- ・国庫支出金の事例(社会保障制度)

生活保護	国 3/4	市 1/4		
児童手当	国 55.2%	県 13.8%	市 13.8%	事業主 17.2%
障害福祉	国 1/2	県 1/4	市 1/4	
基礎年金	国 1/2	保険料 1/2		
国保	国 41/100	県 9/100	保険料 1/2	
後期高齢	国 1/3	県 1/12	市 1/12	保険料 1/2
介護保険	国 1/4	県 1/8	市 1/8	保険料 1/2

8.地方債

- ・地方債とは地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年以上にわたる長期債務、建設された施設の耐用年数を越えない期間に償還することが原則であり、10~15年程度の間に償還されることが多い。
- ・対象経費は(適債事業、地方財政法第5条)公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費、災害救助事業費、公共施設/公用施設の建設事業費
- ・地方債の特例は過疎対策事業債、退職手当債、減税補てん債、臨時財政対策債

・財政措置の割合

事業全体

地方債 70%	一般財源 30%
a.公共施設等適正管理推進事業	
地方債 90%	一般財源 10%

b.緊急浚渫(シュンセツ)推進事業

地方債 100%

c.合併特例債

地方債 95%	一般財源 5%
---------	---------

a.地方債 90%の後年度交付税措置 50%

c.地方債 95%の後年度交付税措置 70%

e.地方債 50%の交付税措置は 50%

d.緊急自然災害防止対策事業

地方債

e.防災・減債・国土強靭化のための事業

国庫支出金 50%・地方債 50%

9.歳入に関する補足として

・分担金/負担金

公共下水道の整備、保育所保護者負担金(保育料からの収入)、老人保護措置負担金(養護老人ホームの措置等による収入)など、特定の地域や住民に対し利益を与える事業を行政が実施するときに、その事業によって特に利益を受けるものから徴収するもの

・使用料/手数料

公共施設利用や証明書交付、健康診断などの行政サービス利用に対して受益者に負担を求めるもの

・繰入金

積立金(基金)や特別会計から一般会計の歳入へ繰入れられるもの(多いと要注意)

・繰越金

会計年度が終了し翌年度へ持ち越される金額

繰越金のうち「繰越事業相当分」は翌年度の繰越事業に支出される

「決算剰余金相当分」(純繰越金=実質収支黒字)の処分は 1/2 以上を基金への積立か、地方債の繰上償還に充当しなければならない(地方財政法第 7 条)、その残額は翌年度の繰越金として計上される(チェック要)

9.令和 2 年度の地方歳出の重点項目

- ・地域社会再生事業費(仮称) 4,200 億円(道府県/市町村で折半)
- ・まち/ひと/しごと創生事業費(1 兆円継続)
- ・社会保障の充実及び人づくり革命等 4.9 兆円
- ・緊急浚渫推進事業 900 億円
- ・技術職員の充実による市町村支援/中長期派遣体制の強化
- ・緊急防災/減災事業費の対象事業の拡充等(地方債に対する交付税措置)
- ・会計年度任用職員制度の施行への対応、一般行政経費 1,690 億円/公営企業操出金 48 億円
- ・次世代型行政サービスの推進(地方債に対する交付税措置)
- ・地域医療の確保(操出に対する特別交付税措置)

10.目的別歳出と性質別歳出

- ・目的別歳出(目的別経費)、教育に使われたのか福祉のために使われたのかなど、行政項目ごとに歳出を分類
- ・性質別歳出(性質別経費)、人件費に使われたのか、建設費のために使われたのかなど経費の経済的な性質ごとに歳出を分類

*性質別歳出は、自治体の財政状況を分析するうえで不可欠なもの

- a.人件費→職員の給与や退職金、議員報酬に要する経費
- b.扶助費→社会保障に必要な支出のうち、主に現金で支給するための経費
- c.公債費→地方債の元利償還金と一時借入金の利息の支払いに要する経費
- d.物件費→主に物品/サービスの購入に係る経費(非正規職員の賃金や民間への委託料も含む)
- e.維持補修費→インフラや公共施設の維持補修に要する経費
- f.補助費等→他の団体などに補助するための経費(一部事務組合や公営企業への支出も含む)
- g.操出金→国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計へ支出する経費
- h.投資/出資金/貸付金→公営企業や民間企業への投資/出資/貸付による支出
- i.投資的経費→インフラや公共施設などの建設や改修に要する経費

*物件費の6割近くは委託料。「賃金」は臨時の任用職員に対するものであり、令和2年からは「人件費」となる

11.PFIについて

(1)直営事業は公債費による建設費用の割賦払い(20年間)に、人件費又は物件費による運営費(20年間)

(2)PFI事業は物件費による建設費用の割賦払い(20年間)、物件費による運営費及び利益支払い(20年間)

*借入金利息、利益の2点からPFIの方が高価となる、プラス自治体の監視費用(モニタリングコスト)

(3)国によるPFIの説明は

- ・公共施設等の老朽化、厳しい財政事情、人口減少など背景としてある
- ・適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え、改修、修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要
- ・これらを実現する手段のひとつとして活用が有効

(4)英国会計検査院の報告書

- ・PFIによる建設費は直営よりも高くなる傾向
- ・運営コストは、PFI事業による外注サービスを考慮すれば、直営以上のコストがかかっている
- ・PFIの借入金の金利は2013年時点で公債より高かった
- ・PFIの場合には事業破綻リスクに備えた保険料や外部アドバイザー費用や管理費用などのコスト負担が発生している
- ・PFIは直営に比して、学校で40%、病院で70%も高い

*英国財務省は今後の新規案件に対してはPFIを用いないことを表明

(5)自治体の考えるPFI

- ・収益事業を通じた委託費の削減

PFI事業者に収益をあげてもらう見返りとして、委託費の軽減がみこまれる

- ・自治体の得意分野

飲食店、小売店、イベントショップなどの併設は自治体の得意な分野であり、民間の力を導入する意義が考えられる

- ・職員不足

職員削減により、公共施設の整備計画や運営などに余力がない場合、民間に丸投げ

- ・遊休施設/空間

活用アイデアがない場合に民間に丸投げ

おわりに

午前午後二部構成の講座で、前半はアフターコロナ時代に生き残るをテーマにコロナ禍にかかる対策の現況について説明があった。

とりわけ国の補正予算の概要にふれ、地方創生臨時交付金の対象となる国庫補助事業や休業補償等の道府県が財政調整基金の取崩しで対応していることにも触れられ東京都は95%、大阪府は75%すでに費消しているとの報告があった。

自治体の財政課題は山積しているなかにあって、PFIの検証もふくめ今後自治体にある問題点を議会としてどの様な形で課題を指摘し意見具申を図るかなど、議員一人ひとりの責任は重いと痛感した。